

## 奈良県告示第百九十七号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

令和三年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人美容師試験研修センター

東京都江東区有明三―七―二六 有明フロンティアビルB棟九階

### 二 会場の運営及び窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一 双馬ビル四階四〇一号室

### 三 講習日程及び講習科目

#### 1 日程

第一日	令和四年二月二十一日
第二日	令和四年二月二十八日
第三日	令和四年三月十四日

#### 2 科目

公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

### 四 講習会場

奈良県産業会館（五階大会議室）

大和高田市幸町二―三三 電話 ○七四五―二二―二七二七

### 五 講習予定人員 八十人

六 講習料 一万六千円

七 受講についての問合せ先

公益財団法人美容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一 双馬ビル四階四〇一号室

電話 ○六一六九四二―六四五三